

人間文化研究機構外国人受託研修員規程

平成16年11月15日
人間文化研究機構規程第65号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構が設置する大学共同利用機関（以下「各機関」という。）において、国際交流を促進するとともに、開発途上国の自立発展及び文化的・知的水準の向上に資するため外国人受託研修員（以下「受託研修員」という。）に研修の機会を与え、能力の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 受託研修員とは、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「国際協力機構」という。）が開発途上国から招致する研修員をいう。

(資格)

第3条 受託研修員として受け入れることができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条で定める大学を卒業した者又は各機関の長がこれに準ずる学力があると認めたとする。

(申請等)

第4条 各機関の長は、国際協力機構から受託研修員の受入れの申請があったときは、各機関の研究及び教育に支障のない場合にこれを許可する。
2 各機関の長は、受入れを許可した場合、速やかに機構長に報告するものとする。

(研修期間)

第5条 研修期間は、1年以内とし、受入れを許可する日の属する事業年度を超えることはできない。ただし、特別の事由があると認められた場合は、この限りではない。

(研修期間区分)

第6条 受託研修員の研修期間区分は、事業年度における研修の日数により1か月を単位として区分する。
2 1か月は30日とし、30日に満たない日数は切り上げるものとする。

(研修方法)

第7条 各機関の長は、受託研修員の研修目的及び研修内容を考慮してその指導教員を定め、指導を行わせるものとする。
2 第1条の研修目的を達成するため必要な場合には、第5条の研修期間中に受入機関以外における研修を行うことができる。

(研修料)

第8条 受託研修員に係る研修料については、別に定める人間文化研究機構受託研究等経費算定規程による。

(研修証明書の交付)

第 9 条 受託研修員が所定の研修を終了したときは、願い出によりその研修事項にかかる証明書を交付することができる。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、受託研修員の受入れに関し必要な事項は、各機関の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。